

## 石巻市立病院リネン類貸借業務仕様書

### 1 業務目的

患者が快適に安心して治療を受けられる衛生的な病院環境の整備並びに病院経営の効率的な運営を目的として、石巻市立病院（以下「病院」という。）のリネン等の貸借業務の実施に必要な事項を定めるものとする。

### 2 契約期間

平成28年9月1日から平成31年8月31日までとする。  
なお、開院日については、平成28年9月1日を予定している。

### 3 納品期限

平成28年8月22日とする。  
ただし、新病院では開院に先立って内覧会等の開催が想定されるため、石巻市（以下「発注者」という。）から要請があった場合は、特定諸室の納品時期について臨機応変な対応を行うこと。

### 4 履行場所

- (1) 名称  
石巻市立病院
- (2) 所在地（住所）  
宮城県石巻市穀町15番1号

### 5 施設概要

施設配置の詳細は、「参考資料 石巻市立病院平面図」を参照すること。  
なお、参考資料は、平成28年4月20日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

#### (1) 施設概要

- ア 地上7階、塔屋2階（免震構造）
- イ 敷地面積： 9,393.85㎡
- ウ 建築面積： 4,718.02㎡
- エ 延床面積： 23,932.07㎡

#### (2) 許可病床数

180床 [ 内訳：一般140床（一般40床×3病棟、緩和20床×1病棟）  
療養 40床（療養40床×1病棟） ]

#### (3) 診療科目

内科、外科、整形外科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科

(4) 想定業務量（予定）

「別添2 リネン類内訳書及び基準仕様書」のとおりとする。

## 6 業務概要

(1) 本業務を受注する事業者（以下「受注者」という。）は、次に示すリネン類の賃貸借に係る業務を行う。業務の詳細は「別添1 リネン類の賃貸借業務仕様」のとおりとする。

ア 検査衣、健診衣

イ 患者用寝具類

ウ 患者用タオル類

エ 職員用手術着

(2) 業務は原則として石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する石巻市の休日を除く日に行うものとするが、石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する休日が3日以上連続する場合は、発注者と協議し、事前に病院に通知の上、診療業務に支障のないようにすること。

## 7 契約の解除

発注者は、受注者が本仕様書に記載されている事項を誠実に履行しないと認めた場合は、契約期間中であっても契約を解除することができる。

## 8 代行保証等

受注者は、天災等その他の事由により、委託業務の遂行が困難となる事態に備え、次により代行保証の体制を整備すること。

(1) 受託業務全てを代行する能力を有していること。

(2) 代行業務の内容及び代行業者について発注者へ報告し、その連絡体制を明確にすること。

(3) 業務の再開が可能になった場合は、代行保証に基づく代行を解除し、直ちに再開すること。

## 9 業務の引継ぎ

受注者は、この業務を契約期間の終了後、継続して受託しない、又は契約期間中に受託できなくなった場合は、新たに受託したものに対し、業務が円滑にできるように引継ぎを行わなければならない。引継期間は発注者と受注者との協議によって定めるものとする。

なお、これに係る費用はそれぞれの受注者が負担する。

## 1 0 費用負担区分

本賃貸借業務に係る費用負担区分は、次の表のとおりとし、その他定めのない項目については、発注者と協議の上、決定する。

費用項目	発注者	受注者
当該業務に関わる備品費（ランドリーカート、回収袋等）		○
定期交換（交換作業、補修、洗濯等）にかかる費用		○
臨時交換（補修、洗濯等）にかかる費用		○
集配等にかかる費用		○
定期及び臨時交換に要する予備リネン類の準備にかかる費用		○
洗濯等にかかる費用（労務費、光熱水費、消耗品費等）		○
業務遂行上必要な院内の什器・備品費（事務関連備品等）	○	
業務遂行上必要な院内の諸帳票類（洗濯依頼票、日月報等）		○

## 1 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を発注者が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（発注者が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。

- (8) 発注者は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

## 1.2 支払方法

### (1) 検査衣、健診衣

月の初日から末日までの検査衣及び健診衣利用枚数に契約金額に定める単価を乗じて得た額に消費税等相当額（当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加算した額を月額賃借料とする。

### (2) 患者用寝具類

月の初日から末日までの延入院患者数に契約金額に定める単価を乗じて得た額に消費税等相当額を加算した額を月額賃借料とする。

### (3) 患者用タオル類

月の初日から末日までの利用枚数に契約金額に定める単価を乗じて得た額に消費税等相当額を加算した額を月額賃借料とする。

### (4) 職員用手術着

契約金額に定める単価に、受払伝票に基づき月の初日から末日までの当該月使用数量を乗じて得た額に消費税等相当額を加算した金額を月額賃借料とする。

## 1.3 その他

受注者は、以下のことに留意して業務を行うこと。

- (1) 本業務を履行するに当たって、問題等が発生した場合は、主観的な判断で処理することなく、その都度、発注者と協議の上、処理するものとする。
- (2) リネン類の洗濯、補修等の設備、方法及び供給業務全般について、病院の監督、指示に従い、監督官庁の定める基準等に合致するよう、必要な措置を講ずる義務を負うこととする。
- (3) 本仕様書に記載のない項目であっても、本仕様書の業務の目的に必要なとされる事項については、受注者の責任においてこれを遂行するものとする。

なお、業務の詳細については発注者と十分な協議の上、決定するものとする。